# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東海村長

#### 公表日

令和5年12月1日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。  ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大陽がん検診 ・大陽がん検診 ・乳がん検診 ・乳がん検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診  ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ・毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨及び個別通知等を送付する。 ・医療機関で実施した各検診(一次・精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ・一次検診の結果、要精密検査と判定された者のうち精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ・番号法の別表第二に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	健康管理システム,統合宛名システム,中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	ル名
検診情報ファイル、宛名情報	Bファイル, 中間サーバー
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項, 別表第一項番76, 平成26年内閣府省令第5号 第54条
4. 情報提供ネットワーク	アシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号, 番号法別表第二項番102の2, 平成26年内閣府省令第7号 第50条
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	福祉部健康増進課
②所属長の役職名	福祉部健康增進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	。訂正,利用停止請求
請求先	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
	ルの取扱いに関する問合せ
連絡先	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和5年10月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	]5年10月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類					
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実	項目評価書	]	重占項目電	亚価書又什会		i書及び i書及び	重点項目評価書 全項目評価書 ク対等の詳細が記
載されている。	心収入口に フロ	· CIA; C10 C10	主小火口的	「叫自人はエ	タロ計画目1000	, , ,	
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネ	ットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除	<b>く。</b> )		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託				[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	<b>限提供ネットワー</b>	クシステム	を通じた提供		[	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ィステムとの	接続		[ ]接網	売しない(入手)	[	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	ている ている	
8. 監査							
実施の有無	[〇]自i	己点検	[0]	内部監査	[ ]	外部監	<u> </u>
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[ +3	分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる	こいる

#### 変更箇所

変更箇	<del>PJT</del>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	①部署	福祉部保健年金課	福祉部健康増進課	事後	
平成28年4月1日	②所属長	福祉部保健年金課長 飯村 透	福祉部健康増進課長 澤畑 恵子	事後	
平成28年4月1日	連絡先	東海村福祉部保健年金課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部健康増進課長 澤畑 恵子	福祉部健康增進課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東 海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年1月19日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年1月19日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法に基づき、がんや生活習慣病等による疾病の早期発見、早期治療のため、各種検診を行う。また、必要に応じて健康相談、保健指導を行うなど住民の健康増進のために必要な事業を行うなどでは、特定の側側では、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①健康増進事業の実施対象者の把握②各種検診、保健指導その他健康増進事業の実施	・毎年, 各検診の受診年齢到達者および検診 対象者に対して, 受診勧奨及び個別通知等を 送付する。	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号, 番号法別表第二項番 102の2, 平成26年内閣府省令第7号 第50条	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先		東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	